平成２６年（フ）第４２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3114番地
サンハイツフジ102号
破産者　渡邊恵太郎
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
静岡県田方郡函南町塚本56番地の10
破産者　鈴木　正義
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
静岡県富士市川成島996番地の３　サニーエンドウＢ―102号
破産者　岩切　宏之
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２９７号
静岡県袋井市葵町３丁目５番地の20
破産者　黒田　恭弘
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８２号
静岡県浜松市中区和合町220番地の490　アークガーデン和合125
破産者　飯田　恆夫
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
静岡県掛川市横須賀603番地
破産者　半井　順子
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
三重県名張市松崎町1435番地１
破産者　福田　全秀
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８０号
三重県名張市蔵持町原出1720番地１　佳千ビルⅢ403号、前住所三重県名張市富貴ケ丘２番町311番地
破産者　福田　真治
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第９２号
三重県津市阿漕町津興1138番地４、前住所三重県伊賀市白樫2119番地の233
破産者　坂口　和也
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３２０号
大津市本堅田６丁目18番23号
破産者　藤本　絹枝（旧姓湯川・石井）
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２２号
滋賀県守山市播磨田町841番地２　クレーデレＳ．Ｋ205号
破産者　岡田　洋典
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑69番地
破産者　福島　勝江
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
奈良県生駒市生駒台南８番地７
破産者　永光精機こと　川地　　進
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
香川県高松市香西北町180番地２　ソワールⅠ202号
破産者　野芝　久志
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５８号
熊本市西区花園３丁目４番46号
破産者　小山　良一
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４０号
熊本市南区出仲間５丁目６番１―304号室、住民票上の住所熊本市北区改寄町2029番地３
破産者　小谷　昭博
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９６３号
東京都文京区大塚４丁目２番３号　文京女子学生ハイツ、開始決定時の住所千葉県市川市北国分３丁目21番５号
破産者　向山　正巳
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９１５号
名古屋市中村区名駅南１丁目１番12号
破産者　三祐株式会社
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
最後の住所島根県大田市大田町大田イ45番地３
破産者　被相続人亡伊藤章雄相続財産
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部